

IBC・DBC簡易マニュアル

(2000年9月1日作成)

IBC・DBC締結時の手続き

部内クラブが適当な相手クラブを見出し海外、及び国内クラブと IBC・DBC を締結するに至った場合、次の手続きが必要になります。

1. IBC の場合

Brother Club Certificate への調印

両クラブが合意した場所、方法で両クラブ会長により Brother Club Certificate (添付フォーム) 2部に調印し、所属区事業主任を通じ国際事業主任に送付します。

国際事業主任は調印された Brother Club Certificate に署名の上、各1部を区の交流事業主任を通じ夫々のクラブに送付します。

Certificate への調印に際しては、両クラブ会員への意識付けとブラザークラブ関係の発展のため、通常、多数の会員立会いによる「調印式」形式のイベントが開催されます。

ブラザークラブ締結報告の実施

海外クラブとブラザークラブを締結したクラブは、ブラザークラブ締結書(添付フォーム)により区事業主任に締結内容の詳細につき報告する必要があります。

2. DBC の場合

国内ブラザークラブ締結証への調印

両クラブが合意した場所、方法で両クラブの会長により国内ブラザークラブ締結証(添付フォーム)2部に調印し、交流事業主任を通じ理事に送付します。

理事は国内ブラザークラブ締結証に署名の上、各1部を交流事業主任を通じ夫々のクラブに送付します。

締結証への調印に際しては、両クラブ会員への意識付けとブラザークラブ関係の発展のため、通常、多数の会員立会いによる「調印式」形式のイベントが開催されます。

ブラザークラブ締結報告の実施

国内クラブとブラザークラブを締結したクラブは、ブラザークラブ締結書(添付フォーム)により交流事業主任に締結内容の詳細について報告する必要があります。

その他

この簡易マニュアルはクラブよりの照会時における部事業主査の第一次的な対応資料として作成したものです。

内容的には IBC・DBC 締結時の手続き的な内容にとどまっておりますので、実際の締結に際しては交流事業主任に詳細な情報をご照会下さい。

以上